

# 経済統計の整理・再編

(総務省 (情報通信国際戦略局) 作成資料)

1. 経緯

- 政府において、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下、「基本計画」という)を平成21年3月に閣議決定
- 「基本計画」において、「情報通信サービスに関する統計の整備」が盛り込まれ、総務省、経産省の統計について、連携して調査を行い、「平成22年度を目途」に、情報通信業に関する企業活動の統計を実施することが盛り込まれた。  
平成21年1月以降、総務省(情報通信経済室、政策統括官(統計基準担当)・経産省で、情報通信業に関する統計調査を行うための調整を実施。

(参考) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(H21.3.13閣議決定)(情報通信関係抜粋)

【本文 第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策】

3. 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(1) サービス活動に係る統計の整備

ア 現状・課題等

(略)

イ 取組の方向性

このようにサービス活動に係る統計の整備は着実に進展してはいるものの、今後とも一層の推進が必要である。このため、本計画においては、数多くあるサービス活動に係る統計に関する課題の中から、以下の四点を中心とした取組を行う。第一に、高度化する情報通信サービスの実態は、府省の垣根を越えた新たな統計を作成することで、網羅的に把握する必要があることから、情報通信サービスに関する統計の整備を図る。以下、略)

【別表 今後5年間に講ずべき具体的施策】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、「経済産業省企業活動基本調査」と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる「企業活動基本統計(仮称)」の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G 情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省、経済産業省	平成22年を目途として実施する。

【別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計】

府省名	統計名	必要性、具体的措置等	実施時期
総務省	通信・放送産業基本調査 放送番組制作業実態調査	経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。 具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる「企業活動基本統計(仮称)」の下に統合して、日本標準産業大分類の大分類「G 情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	平成22年を目途に実施する。



- 平成22年から、情報通信業に属する企業の実態を把握する「情報通信業基本調査」を実施。  
具体的には、情報通信業に属する企業の共通事項と、「通信業・放送業」「テレビジョン番組制作事業者、ラジオ番組制作事業者」「インターネット附随サービス業」「情報サービス業」「映像・音声・文字情報制作業」の各業の固有事項について調査を行う。

# 企業活動基本統計(仮称)の整備計画

平成22年

《第1ステップ》

経済産業省企業  
活動基本調査

経済産業省・基幹統計調査

情報通信業基本  
調査の創設

総務省・経済産業省共管の  
一般統計調査としてスタート

企業活動基本統計の整備に関する  
関係府省合同検討会議(仮称)

・企業活動基本統計(仮称)について議論を開始

平成24年

《第2ステップ》

基幹統計 新設

経済産業省  
企業活動基本調査

経済産業省単管の基幹統計  
調査

情報通信業基本調査

総務省・経済産業省共管の  
基幹統計調査

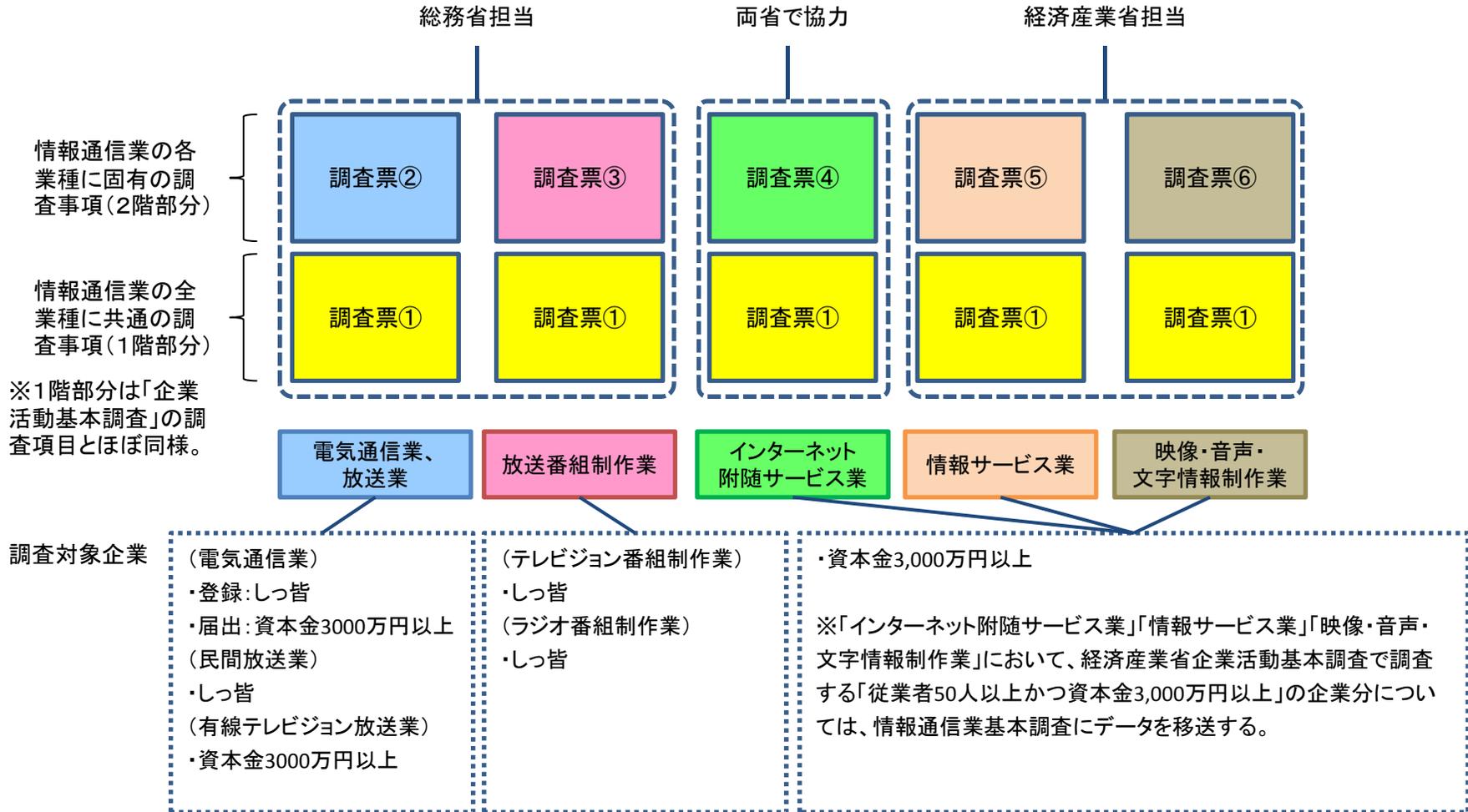
平成25年以降

《第3ステップ》

基幹統計  
企業活動基本統計(仮称)

※平成24年調査も、一般統計調査として実施。

情報通信業基本調査(総務省、経済産業省共管)の枠組み



(参考)電気通信業、放送業、放送番組制作業の有効回答率の推移

